

手続には、年金手帳、印鑑、退職日などがわかる書類（離職票）が必要です。

こんなときは	届出先	必要な手続
20歳になったとき	第1号被保険者→ 年 または 市 第3号被保険者→ 勤	加入の手続
65歳になったとき	国民年金期間のみ→ 年 または 市 厚生年金期間もあり→ 市	老齢年金の受給手続
会社を退職したとき	年 または 市	加入の手続 (被扶養配偶者も同様)
結婚や退職などで 配偶者の扶養にな ったとき	勤	第3号被保険者への 種別変更の手続
配偶者の扶養から はずれたとき	年 または 市	第1号被保険者への 種別変更の手続
年金手帳をなく したとき	年 ※本人確認書類で または 即日交付可 市 ※即日交付不可	再交付の手続
死亡したとき	年 または 市	死亡届、未支給年金・死 亡一時金などの請求手続
住所、氏名、支払機関 などを変更したとき	年 または 市	各変更届

就職、退職、結婚によって、年金の被保険者の種類が変わる場合があります。届出をしなかったために将来年金が受けられなくなることもありますので、必要な届出は忘れずに行いましょう。

こんなときは年金の届出が必要です

3月は異動が多い季節です



担当：筒井(健康課)

第1号被保険者・・・自営業者等および学生
第2号被保険者・・・会社員、公務員など
第3号被保険者・・・第2号被保険者に
扶養されている配偶者

年 年金事務所
市 市役所(本庁・両支所)
勤 配偶者の勤務先

問 武雄年金事務所 (23)0121
くらし部 健康課 (23)9135
山内支所 くらし課 (45)2906
北方支所 くらし課 (36)6020

お問合せ先(車の種類毎)

- 原動機付自転車(125cc 以下バイク)
- 小型特殊自動車

政策部 税務課 ☎(23)9220

- 軽自動車
- 軽二輪自動車(125cc 超～250cc 以下のバイク)

軽自動車検査協会 佐賀事務所
☎0952(30)4078

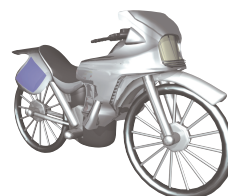
- 小型二輪自動車(250cc 超のバイク)

佐賀運輸支局 ☎050(5540)2082

軽自動車税は、4月1日現在の所有者(使用者)に対して課税されます。
平成24年3月30日(金)までに軽自動車を廃棄・譲渡した人は、廃車・名義変更の手続が必要です。
3月30日(金)までに手続をしない場合は、平成24年度も引き続き軽自動車税が課税されますので注意してください。



担当：渡邊



軽自動車の廃車・名義変更の手続はお済みですか？

軽自動車をお持ちの人はご注意ください

問 政策部 税務課
☎(23)9220